

追加 6-6

相続時精算課税制度

2 相続発生時のポイント

相続時精算課税制度を適用して贈与した贈与者に相続が発生した場合は、「相続財産」に「**贈与財産（贈与時の価額）**」を加算して**相続税の課税価格（6-3 節）**を計算します。

※ 青字の個所を追記しました。